

被相続人の氏名	
相続人の氏名	

農業相続人が推定相続人に使用貸借
他の推定相続人等
による権利の設定をしていることの明細書

租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第5号の規定による農業相続人が
推定相続人
他の推定相続人等に使用貸借による権利の設定をしている明細は、次のとおりです。

推定相続人 他の推定相続人等	住所	氏名
-------------------	----	----

- 1 相続又は遺贈により取得したものとみなされる農地等で、推定相続人
他の推定相続人等
に対して使用貸借による権利
の設定をしているものの明細は、別紙のとおりです。
- 2 推定相続人
他の推定相続人等
に対し農地等につき使用貸借による権利の設定をした日は、令和 ____年 ____月 ____日
です。
なお、その農地等については、今回の相続開始後も引き続き推定相続人
他の推定相続人等に使用させています。
- 3 相続人は、推定相続人
他の推定相続人等の営む農業経営に従事しておりましたが、今回の相続開始後も引き続きその
農業経営に従事しています。

(裏)

記 載 方 法 等

この明細書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、農業者年金基金法の特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため贈与を受けた農地等を推定相続人に使用貸借させた後に、贈与者が死亡しその農地等を受贈者が相続又は遺贈により取得したものとみなされ、これについて、相続税の納税猶予を受けようとする場合に相続税の申告書の添付書類として使用してください。

使用貸借による権利の設定を推定相続人に対して行っている場合には、明細書の「推定相続人」の「他の推定相続人等」の文字を、他の推定相続人に対して行っている場合には「推定相続人」の文字を横線で抹消してください。